

# 特殊健康診断 | 特定化学物質健康診断

## 実施すべき時期

特定化学物質を取り扱う労働者に対しては、雇入れ時、当該業務への配置換え及び6ヶ月以内ごとに、1回実施しなければなりません。また、特定化学物質を取り扱う業務(労働安全衛生法施行第22条第2項の業務に限る)に常時従事したことのある労働者で、現在雇用している者に対しても6ヶ月ごとに同様の健康診断を実施しなければなりません。

※ベリリウムおよびニッケルカルボニルを取り扱う労働者に対する胸部X線検査は1年に1回です。

※健診は一次と二次に別れており、有所見が出た場合は二次検査を行わなければなりません。

## 実施する項目

1. 業務歴の調査
2. 医師による診断
  - a. 物質による既往歴の調査
  - b. 物質による自覚症状および他覚症状の調査
3. 自覚症状、他覚症状の有無の検査
4. 尿中の蛋白の有無
5. 尿中の物質の代謝物の量
6. 肝機能検査 [AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP]
7. 貧血検査[赤血球、血色素量(ヘモグロビン)]
8. 眼底検査

※4~8の項目は取扱いの物質により異なります。

※その他、医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目があります。

## 料金

健康診断項目	健康診断内容	料金(税込)
特定化学物質健康診断	[基本健診] 医師診察	¥2,000
	[代謝物検査] 1物質につき	¥3,300~
	[肝機能検査] AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP	¥1,320
	[貧血検査] 赤血球数、血色素量(ヘモグロビン)	¥990

## 基本検査のみ実施

特定化学物質名	特定化学物質名
コールタール(使用4年未満)	ニッケル(化合物)

## 追加検査が必要な溶剤

特定化学物質名	追加検査
エチルベンゼン	尿中のマンデル酸
スチレン	尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸
クロム酸、重クロム酸(使用5年未満)	鼻腔診察
クロム酸、重クロム酸(使用5年以上)	鼻腔診察、胸部X線
コールタール(使用4年以上)	胸部X線
トリクロロエチレン	尿中のトリクロロ酢酸・肝機能
メチルイソブチルケトン(MIBK)	
マンガン(ヒューム溶接)	握力検査
ベンゼン	貧血検査
オーラミン	尿沈渣 尿中ウロビリ
コバルト	尿中コバルト
シアン化ナトリウム	尿中のウロビリノーゲン

※上記以外の物質に関してはお電話にてご対応させていただきます。

※お問い合わせの際はご利用の物質名をお伝えください。

※追加検査等により健診の費用が変わりますのでご了承ください。